

○図書館条例

昭和25年7月14日

条例第22号

改正 昭和27年12月3日条例第52号

昭和32年4月1日条例第18号

昭和34年2月20日条例第1号

昭和34年9月25日条例第17号

昭和44年6月14日条例第33号

昭和50年4月1日条例第19号

昭和53年4月1日条例第17号

昭和63年4月1日条例第16号

平成5年4月1日条例第14号

平成10年4月1日条例第19号

平成12年3月31日条例第39号

平成15年4月1日条例第38号

平成19年3月23日条例第1号

平成19年9月28日条例第43号

平成24年3月30日条例第39号

平成24年9月28日条例第55号

令和4年8月10日条例第34号

第1条 豊中市に図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に基づく図書館を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

第2条 法第14条第1項の規定に基づき図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市民

第4条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員は、前任

者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

3 教育委員会は、委員に特別の事情があると認める場合は、任期中であっても解任することができる。

第5条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 第3条第2項の規定は、臨時委員の任命について準用する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第6条 協議会に、委員長を置く。

2 協議会の委員長(以下「委員長」という。)は、委員の協議により選任する。

3 委員長の任期は、委員の任期による。

4 委員長は、協議会を招集し、及び会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の運営につき必要な事項は、協議会の協議により定める。

第7条 図書館に置かれる職員の定数及び給与に関する事項は、別に条例で定める。

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、図書館法施行の日から施行する。

2 豊中市立図書館館則(昭和20年豊中市規則第6号)は、廃止する。

附 則(昭和27年12月3日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和27年11月1日から適用する。

附 則(昭和32年4月1日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年2月20日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年9月25日条例第17号抄)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年4月分の報酬から適用する。〔以下略〕

附 則(昭和44年6月14日条例第33号)

この条例は、昭和44年7月14日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日条例第19号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔昭和50年7月規則第23号により, 昭和50年7月12日から施行〕

附 則(昭和53年4月1日条例第17号)

この条例の施行期日は, 市規則で定める。

〔昭和53年4月規則第15号により, 昭和53年4月22日から施行〕

附 則(昭和63年4月1日条例第16号)

この条例の施行期日は, 市規則で定める。

〔昭和63年6月規則第28号により, 昭和63年6月16日から施行〕

附 則(平成5年4月1日条例第14号)

この条例の施行期日は, 市規則で定める。

〔平成5年10月規則第50号により, 平成5年11月19日から施行〕

附 則(平成10年4月1日条例第19号)

この条例の施行期日は, 市規則で定める。

〔平成10年11月規則第63号により, 平成11年1月23日から施行〕

附 則(平成12年3月31日条例第39号)

- 1 この条例は, 平成12年4月1日から施行する。ただし, 別表に豊中市立高川図書館の項を加える改正規定は, 市規則で定める日から施行する。

〔平成12年5月規則第52号により, ただし書の規定は, 平成12年6月10日から施行〕

- 2 この条例の施行の際, 現にこの条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正前の図書館条例第7条第2項の規定により選任された委員長である者は, この条例の施行の日にこの条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の図書館条例第5条第2項の規定により選任された委員長とみなす。

附 則(平成15年4月1日条例第38号)

この条例の施行期日は, 市規則で定める。

〔平成15年4月規則第57号により, 平成15年5月6日から施行〕

附 則(平成19年3月23日条例第1号)

この条例は, 公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月28日条例第43号抄)

- 1 この条例の施行期日は, 市規則で定める。

〔平成20年2月規則第1号により, 平成20年2月11日から施行〕

附 則(平成24年3月30日条例第39号)

この条例は, 平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第55号)

この条例は, 平成24年10月1日から施行する。

附 則(令和4年8月10日条例第34号抄)

1 この条例は, 市規則で定める日から施行する。

[令和4年12月規則第62号により, 令和5年2月20日から施行]

別表

名称	位置
豊中市立岡町図書館	豊中市岡町北3丁目4番2号
豊中市立庄内図書館	豊中市庄内幸町4丁目29番1号
豊中市立千里図書館	豊中市新千里東町1丁目2番2号
豊中市立野畑図書館	豊中市春日町4丁目11番1号
豊中市立東豊中図書館	豊中市東豊中町5丁目2番1号
豊中市立服部図書館	豊中市服部本町5丁目2番8号
豊中市立高川図書館	豊中市豊南町東1丁目1番2号
豊中市立螢池図書館	豊中市螢池中町3丁目2番1-502号